

国民健康保険

問合せ 国保年金課

高齢受給者証の更新

70～74歳の国民健康保険加入者（後期高齢者医療被保険者証の対象者除く）に「国民健康保険高齢受給者証」を交付しています。8月～来年7月31日に有効な高齢受給者証は、7月中旬に送付します（更新手続き不要）。
 ※来年7月31日までに75歳になる人は誕生日の前日まで有効



限度額適用認定証

対象の国民健康保険加入者は、申請すると「限度額適用認定証」（住民税非課税の国保世帯に属している人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）が交付されます。認定証を医療機関に提示すると、一医療機関（入院・

外来・歯科はそれぞれ別計算）での一月の自己負担が限度額までとなります。

※現在交付している認定証の有効期限は7月31日(火)です。8月以降も必要な場合は、新たに申請が必要です。更新の手続きは7月2日(月)以降に受け付けます。

対象 次のいずれかに該当する国民健康保険加入者（後期高齢者医療被保険者証の対象者除く）

- ①70歳未満
- ②70歳以上で住民税非課税の国保世帯に属している
- ③70歳以上の現役並み所得者で

所得区分Ⅰ（課税所得145万円以上380万円未満）または所得区分Ⅱ（課税所得380万円以上690万円未満）に該当する

※平成30年8月から70歳以上の現役並み所得者の所得区分が細分化されることに伴い、③に該当する人も対象になります。

国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 夜間納付相談

保険料の納付および納付相談窓口を設けていますので、ご利用ください。
日時 毎月第3木曜日（祝日除く）午後5時30分～8時
場所 国保年金課

国民健康保険の高額療養費等の見直しについて

問合せ 国保年金課

■平成30年8月から世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担をしていただく観点から、低所得者に配慮した上で、70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が見直されます。

なお、70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額は平成27年1月に先行して見直されています。

70歳以上の人の高額療養費

<平成30年8月～> ※低所得Ⅰ・Ⅱは変更ありません。

対象	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者（*1） 現役並みⅢ （課税所得690万円以上）	252,600円+	（医療費－842,000円）×1% 〔140,100円（*5）〕
現役並みⅡ （課税所得380万円以上）	167,400円+	（医療費－558,000円）×1% 〔93,000円（*5）〕
現役並みⅠ （課税所得145万円以上）	80,100円+	（医療費－267,000円）×1% 〔44,400円（*5）〕
一般（*2）	18,000円（*6）	57,600円〔44,400円（*5）〕
低所得Ⅱ（*3）	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ（*4）		15,000円

（*1）住民税課税所得額（各種所得控除後の所得額）が145万円以上ある70歳以上の国保被保険者と同一世帯に属している国保被保険者

（*2）現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱ以外の国保被保険者

（*3）同一世帯の世帯主と国保被保険者が全て住民税非課税である世帯に属している低所得Ⅰ以外の国保被保険者

（*4）同一世帯の世帯主と国保被保険者全てで、各人の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる国保被保険者

（*5）過去12カ月の間に4回以上該当した場合、4回目以降の限度額

（*6）年間の上限は144,000円で、8月～翌年7月の累計額に対して適用

